

青森県報

第三千九百二十七号

平成二十六年
十一月二十八日
(金曜日)

目 次

告 示

青森県褒賞規則により褒賞された者……………	(総務学事課) ……	一
生活保護法による指定介護機関の所在地並びに居宅介護事業所の名称及び所在地変更の届出……………	(健康福祉課) ……	四
生活保護法による指定介護機関の所在地及び居宅介護支援事業所の所在地変更の届出……………	(同) ……	五
生活保護法による指定介護機関の所在地並びに介護予防事業所の名称及び所在地変更の届出……………	(同) ……	五
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の所在地並びに居宅介護事業所の名称及び所在地変更の届出……………	(同) ……	五
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の所在地並びに介護予防事業所の名称及び所在地変更の届出……………	(同) ……	六
中小・中堅企業賃上げ・一時金要求・妥結調査の実施……………	(労政・能力開発発課) ……	六
道路の区域の変更……………	(道路課) ……	七
道路の供用の開始……………	(同) ……	七
出先機関……………	(同) ……	七
道路の位置の指定……………	(上北地域民局) ……	八

選挙管理委員会

衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙人名簿の被登録資格の決定基準日、登録日及び縦覧期間……………	(事務局) ……	八
衆議院小選挙区選出議員選挙における在外選挙人名簿の縦覧期間……………	(同) ……	八
衆議院比例代表選出議員選挙における市町村の区域を分け	(同) ……	八
た開票区の分設……………	(同) ……	八

告 示

青森県告示第八百二十一号

青森県褒賞規則(昭和三十三年二月青森県規則第十五号)第二条第一項の規定により次のとおり褒賞を行ったので、同規則第十一条の規定により告示する。

平成二十六年十一月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

平成二十六年十一月二十六日に行った褒賞

竹内 つかさ 司

多年防犯指導隊員として防犯活動及び防犯思想の普及高揚に尽くし、犯罪の抑止に貢献した功績まことに顕著であります。

大高 久 衛

多年左官業務に従事して技能の向上に励み、また後進の指導育成に努めるなど、業務に精励し、まことに他の模範であります。

小田 桐 吉 津

多年錦石の研磨・加工業務に従事して技能の向上に励み、また後進の指導育成に努めるなど、業務に精励し、まことに他の模範であります。

多年パン・菓子製造業務に従事して技能の向上に励み、また後進の指導育成に努めるなど、業務に精励し、まことに他の模範であります。

坂本 憲昭

多年日本料理調理業務に従事して技能の向上に励み、また後進の指導育成に努めるなど、業務に精励し、まことに他の模範であります。

高崎 國治

多年畳製作業務に従事して技能の向上に励み、また後進の指導育成に努めるなど、業務に精励し、まことに他の模範であります。

瀧田 一郎

多年県議会議員の職にあつて、公共の福祉の向上に尽くし、地方自治の振興発展に貢献した功績まことに顕著であります。

田中 順造

多年市議会議員の職にあつて、公共の福祉の向上に尽くし、地方自治の振興発展に貢献した功績まことに顕著であります。

森 三郎

多年町議会議員の職にあつて、公共の福祉の向上に尽くし、地方自治の振興発展に貢献した功績まことに顕著であります。

白石 洋

多年学校法人の理事長等として幼児の訓育に尽くし、教育の振興発展に貢献した功績まことに顕著であります。

澤田 威

多年郷土の歴史、文化の研究に励み、地域文化の伝承に努めるなど、文化の発展に貢献した功績まことに顕著であります。

三浦 榮一

多年書道関係団体の要職にあつて、書道の普及と後進の指導育成に努めるなど、文化の発展に貢献した功績まことに顕著であります。

古川 盛男

多年保育所所長として児童の保護育成に尽くし、社会福祉の向上、民生の安定に貢献した功績まことに顕著であります。

黒田 美智子

多年知的障害者の社会参加活動に尽力し、また関係団体の要職にあつて、社会福祉の向上に貢献した功績まことに顕著であります。

神島 俊治

多年民生委員・児童委員として要保護者の援護指導に尽くし、社会福祉の向上、民生の安定に貢献した功績まことに顕著であります。

古川 勤

多年民生委員・児童委員として要保護者の援護指導に尽くし、社会福祉の向上、民生の安定に貢献した功績まことに顕著であります。

小向 隆一

多年民生委員・児童委員として要保護者の援護指導に尽くし、社会福祉の向上、民生の安定に貢献した功績まことに顕著であります。

長崎 悟

多年保護司として罪を犯した人の改善更生に尽くし、地域社会の浄化に貢献した功績まことに顕著であります。

長岡 俊應

多年学校薬剤師として児童生徒の保健管理に尽くし、学校保健衛生の向上発展に貢献した功績まことに顕著であります。

小ヶ口 節子

多年学校歯科医として児童生徒の保健管理に尽くし、学校保健衛生の向上発展に貢献した功績まことに顕著であります。

村 田 英 人

多年学校医として児童生徒の保健管理に尽くし、学校保健衛生の向上発展に貢献した功績まことに顕著であります。

吉 野 幸 雄

多年クリーニング業関係団体の要職にあつて、生活衛生思想の普及指導に貢献した功績まことに顕著であります。

菅 野 勝 政

多年食品衛生関係団体の要職にあつて、食品衛生思想の普及指導に貢献した功績まことに顕著であります。

中 川 洋 二

多年山林種苗生産関係団体の要職にあつて、業界の運営指導と活性化に努めるなど、林業の振興発展に貢献した功績まことに顕著であります。

山 田 輝 美

多年職業能力開発関係団体の要職にあつて、職業能力の開発及び向上の促進並びに優秀な技術者の育成に努めるなど、産業経済の振興発展に貢献した功績まことに顕著であります。

東 野 禮 二

多年建築業関係団体の要職にあつて、業界の運営指導と活性化に努めるなど、建築業の振興発展に貢献した功績まことに顕著であります。

直 町 太 郎

多年納税貯蓄組合組合長等の要職にあつて、納税思想の普及高揚並びに関連組合の指導育成に貢献した功績まことに顕著であります。

長 内 早 苗

多年納税貯蓄組合組合長等の要職にあつて、納税思想の普及高揚並びに関連組合の指導育成に貢献した功績まことに顕著であります。

嶋 守 唯 雄

多年納税貯蓄組合組合長等の要職にあつて、納税思想の普及高揚並びに関連組合の指導育成に貢献した功績まことに顕著であります。

東 海 克 郎

多年消防団団長等として地域住民の生命財産の保護に尽くし、公益と民生の安定に貢献した功績まことに顕著であります。

大 坂 宏

多年消防団団長等として地域住民の生命財産の保護に尽くし、公益と民生の安定に貢献した功績まことに顕著であります。

工 藤 幸 弘

多年消防団団長等として地域住民の生命財産の保護に尽くし、公益と民生の安定に貢献した功績まことに顕著であります。

熊 谷 利 一

多年消防団副団長等として地域住民の生命財産の保護に尽くし、公益と民生の安定に貢献した功績まことに顕著であります。

月 館 秀 明

多年消防団団長等として地域住民の生命財産の保護に尽くし、公益と民生の安定に貢献した功績まことに顕著であります。

對 馬 千 代 春

多年統計調査員として統計調査業務に精励するとともに、統計思想の普及高揚に尽くし、統計の発達に貢献した功績まことに顕著であります。

佐 藤 京 子

多年統計調査員として統計調査業務に精励するとともに、統計思想の普及高揚に尽くし、統計の発達に貢献した功績まことに顕著であります。

外崎正

多年交通安全関係団体の要職にあつて、交通安全思想の普及高揚に努め、交通事故の抑止に貢献した功績まことに顕著であります。

鳴海富子

多年点訳奉仕員として視覚障害者への点訳奉仕を続け、社会福祉の向上に貢献した功績まことに顕著であります。

東賢一

青森人の祭典等の開催に中心的役割を果たし、本県の魅力を広く首都圏に情報発信するなど、県勢の発展に貢献した功績まことに顕著であります。

青森八甲ライオンズクラブ

平成二十六年三月、青森地域広域消防事務組合に対して高規格救急車を寄贈し、救命並びに民生の向上に貢献した功績まことに顕著であります。

国際ソロプチミスト青森

昭和五十六年度から平成二十六年年度にかけて、青森市に対して社会福祉事業費として多額の金員を寄附し、社会福祉の向上に貢献した功績まことに顕著であります。

株式会社サンワドー

平成二十三年度から平成二十五年度にかけて、青森県に対して県内社会福祉施設での使用のため電化製品等を寄贈し、社会福祉の向上に貢献した功績まことに顕著であります。

西川忍

平成二十三年度から平成二十六年年度にかけて、青森県に対して一般財政資金として多額の私財を寄附し、地域振興に貢献した功績まことに顕著であります。

鹿川和子

野沢忍

平成二十六年四月、八戸市に対して屋内スケート場整備運営のため多額の私財を寄附し、スポーツの推進並びに地域の振興発展に貢献した功績まことに顕著であります。

青森県告示第八百二十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地並びに居宅介護事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があつたので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十六年十一月二十八日

青森県知事 三村申吾

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	区分	
						名称	居宅介護事業者
株式会社サルビア	株式会社サルビア	株式会社サルビア	株式会社サルビア	社会福祉法人伸康会	弘前市大字 独狐字石田 一〇二の二	住所	居宅介護 事業の種類
弘前市大字 下鞆師町一 の二	弘前市大字 取上四丁目 五の二	弘前市大字 取上四丁目 五の二	弘前市大字 取上四丁目 五の二	通所介護	弘前市大字 宮川三丁目 一七の七	所在地	居宅介護 事業所
訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	貸与用具	貸与用具	貸与用具	貸与用具
ひのきセ ンター	ひのきセ ンター	ひのきセ ンター	ひのきセ ンター	デイサービス の里	デイサービス の里	所在地	居宅介護 事業所
平成 二六・八 一	平成 二六・一 〇・一五	平成 二六・一 〇・一五	平成 二六・一 〇・一五	平成 二四・二 五	平成 二四・二 五	年月日	変更 年月日

青森県告示第八百二十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び居宅介護支援事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十六年十一月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	区 分		変 更 年月日
				名 称	主たる事務所の所在地	
株式会社佐々木ケアサービス	株式会社ほまれ	株式会社ほまれ	株式会社ほまれ	居宅介護支援事業者	弘前市大字下鞆師町一丁目一	平成二六・一〇・一五
つがる市稲垣町豊川初瀬山九の一	つがる市稲垣町豊川初瀬山九の一	つがる市稲垣町豊川初瀬山九の一	つがる市稲垣町豊川初瀬山九の一	居宅介護支援事業所	弘前市大字取上四丁目五の二	平成二六・一〇・一五

青森県告示第八百二十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地並びに介護予防事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十六年十一月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	区 分		変 更 年月日
				名 称	主たる事務所の所在地	
株式会社ほまれ	株式会社ほまれ	株式会社ほまれ	株式会社ほまれ	介護予防事業者	弘前市大字下鞆師町一丁目一	平成二六・一〇・一五
訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	介護予防の種類	弘前市大字取上四丁目五の二	平成二六・一〇・一五
ひのきセンター	ひのきセンター	ひのきセンター	ひのきセンター	介護予防事業所	弘前市大字下鞆師町一丁目一	平成二六・一〇・一五
ひのきセンター	ひのきセンター	ひのきセンター	ひのきセンター	介護予防事業所	弘前市大字取上四丁目五の二	平成二六・一〇・一五

青森県告示第八百二十五号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）以下「例による生活保護法」という。（第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地並びに居宅介護事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十六年十一月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後		変更前		変更後		変更前		区分	
株式会社 サルバース		株式会社 ほまれ		社会福祉 法人伸康		社会福祉 法人伸康		名称	居宅介護事業者
むつ市横 迎の二丁目 九の二三		むつ市小 川の二丁目 七の二二		弘前市大 字取上四丁 目の五の二		弘前市大 字下鞆師町 一の二一		主たる 事務所 所在地	居宅介護 事業の種 類
福祉用具 貸与		訪問介護		通所介護		通所介護			
株式会社 サルバース		株式会社 サルバース		ひのき のぱい せ		みんなの サークル 弘前店		名称	居宅介護事業所
むつ市横 迎の二丁目 九の二三		むつ市小 川の二丁目 七の二二		弘前市大 字取上四丁 目の五の二		弘前市大 字宮川三丁 目の一七の七		所在地	変更 年月日
一四・二・五		二六・一〇・一五		二六・一〇・一五		二六・一〇・一五			

青森県告示第八百二十六号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例」による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地並びに介護予防事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十六年十一月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後		変更前		変更後		変更前		区分	
株式会社 ほまれ		株式会社 ほまれ		社会福祉 法人伸康		社会福祉 法人伸康		名称	介護予防事業者
弘前市大 字取上四丁 目の五の二		弘前市大 字下鞆師町 一の二一		弘前市大 字独狐字石 田一の二一		弘前市大 字独狐字石 田一の二一		主たる 事務所 所在地	介護予 防事業の 種類
訪問介護		訪問介護		通所介護		通所介護			
株式会社 サルバース		株式会社 サルバース		ひのき のぱい せ		みんなの サークル 弘前店		名称	介護予防事業所
弘前市大 字取上四丁 目の五の二		弘前市大 字下鞆師町 一の二一		弘前市大 字宮川三丁 目の一七の七		弘前市大 字宮川三丁 目の一七の七		所在地	変更 年月日
二六・一〇・一五		二六・一〇・一五		二六・一〇・一五		二六・一〇・一五			

青森県告示第八百二十七号

中小・中堅企業賃上げ・一時金要求・受結調査を次のとおり実施するので、青森県統計調査条例（平成二十一年三月青森県条例第十二号）第三条の規定により告示する。

平成二十六年十一月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 調査の目的
 - 県内の民間中小・中堅企業の賃金実態を明らかにし、安定した労使関係の構築のための基礎資料を得ることを目的とする。
- 二 調査対象の範囲
 - 県内全域の従業員三百人以下の民間企業等の労働組合
- 三 報告を求めるとする事項及びその基準となる期日
 - 1 報告を求めるとする事項は、次に掲げる事項とする。
 - (一) 従業員数、業種、所定内給与額
 - (二) 年末一時金要求の有無

- (三) 年末一時金の要求日、要求額
- (四) 年末一時金の受結日、受結額
- (五) 一時金の受結時期

2 報告を求める基準となる期日は、調査実施年の要求・受結時期とする。

四 報告を求める者
平成二十五年度の労働組合基礎調査で把握している従業員数三百人未満の民間企業労働組合百七十八組合とする。

五 報告を求めるために用いる方法

調査票の送付及び記入済調査票の回収を郵送により行う郵送調査とする。

六 報告を求める期間

平成二十六年十二月一日から同月十九日までとする。

青森県告示第八百二十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十六年十二月二十七日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十六年十一月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

図面 番号	道路 種類	路線名	変 更 の 区 間		変更の 前後別		敷地 の幅員	敷地 の延長	備考
2	国 道	三三三八号	三沢市細谷三丁目一〇一の六五五から 三沢市細谷二丁目六八七の二まで		後	前	一九・五〇メートルから 一九・一〇メートルまで	一三〇・七〇メートル	
			三沢市細谷三丁目一〇一の六五五から 三沢市細谷二丁目六八七の二まで		後	前	一九・三〇メートルから 一二・三〇メートルまで	一二七・〇〇メートル	
1	国 道	二七九号	上北郡横浜町字吹越五四の四から 上北郡横浜町字吹越五四の一―一まで		後	前	一〇・四一メートルから 六六・四〇メートルまで	一、一六〇・〇〇メートル	
			上北郡横浜町字吹越五四の四から 上北郡横浜町字吹越五四の一―一まで		後	前	一〇・四一メートルから 六六・四〇メートルまで	一、一六〇・〇〇メートル	
			上北郡横浜町字吹越五四の四から 上北郡横浜町字吹越五四の一―一まで		後	前	一〇・四一メートルから 六六・四〇メートルまで	一、一六〇・〇〇メートル	
			上北郡横浜町字吹越五四の四から 上北郡横浜町字吹越五四の一―一まで		後	前	一〇・四一メートルから 六六・四〇メートルまで	一、一六〇・〇〇メートル	

青森県告示第八百二十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり

道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十六年十二月二十七日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十六年十一月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道三三八号	三沢市細谷三丁目一〇一の六五五から 三沢市細谷二丁目六八七の二まで	平成二六・二・一六

出 先 機 関

上北地域県民局告示第七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県土木整備部建築住宅課、上北地域県民局地域整備部及び十和田市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年十一月二十八日

上北地域県民局長 三 上 俊 孝

位 置	延 長	幅 員	指 定
十和田市元町東二丁目二九 の九及び三〇の一	五七・四四メートル	六・〇〇メートル	平成 二六・二・一六

選 挙 管 理 委 員 会

青森県選挙管理委員会告示第六十九号

平成二十六年十二月十四日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙人名簿

の登録について、被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二条第二項及び第二十三条第一項の規定により次のとおり定めたので、公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第百八十九号）第十四条第二項の規定により告示する。

平成二十六年十一月二十八日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

- 一 被登録資格の決定の基準となる日 平成二十六年十二月一日
- ただし、年齢についての基準となる日 平成二十六年十二月十四日
- 二 登録を行う日 平成二十六年十一月一日
- 三 縦覧に供する期間 平成二十六年十二月二日

青森県選挙管理委員会告示第七十号

平成二十六年十二月十四日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における在外選挙人名簿の縦覧期間を、公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第百八十九号）第二十三条の十一第二項の規定により次のとおり定めたので、同条第五項の規定により告示する。

平成二十六年十一月二十八日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

縦覧期間 平成二十六年十二月二日

青森県選挙管理委員会告示第七十一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十八条第二項の規定により、平成二十六年十二月十四日執行の衆議院比例代表選出議員選挙において、次のとおり開票区を設けたので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十六年十一月二十八日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

市町村名	開 票 区 名	分設後の開票区	開 票 区 の 区 域

青 森 市	
青 森 市 開 票 区	
青 森 市 四 区	青 森 市 一 区
旧 浪 岡 町 の 区 域	旧 青 森 市 の 区 域

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭